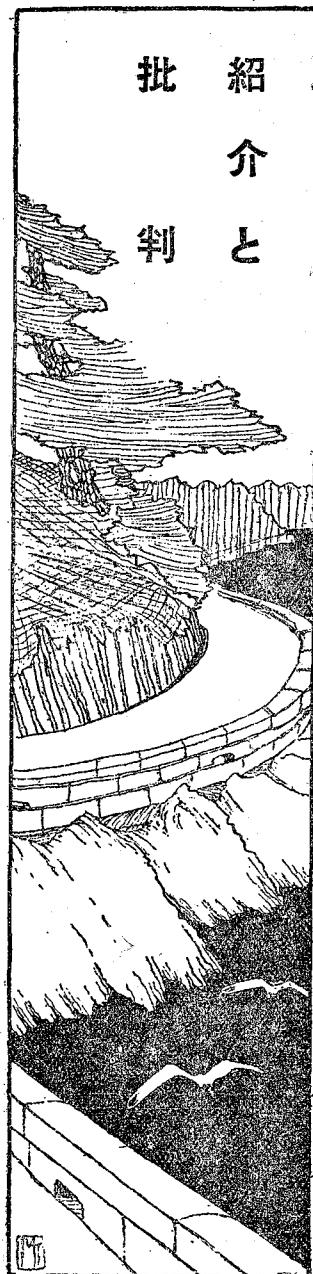


紹介と批判



路政に關する新刊二三に就て

田中好

丹羽七郎氏著

道路法

現代法學全集の第八卷に收められた内務省道路課長丹羽七郎氏の道路法論である。現代法學全集が取扱つてゐる科

目の内で所謂六法に關するものは、法律を嗜つたことのある者には餘り讀む氣を起さしめないが、六法以外に屬する公私單行法の解説に至つては確かに法學界の權倖たるを失はない、従つて現代法學全集が案外囃されてゐるのは其の單行法の説論に在る、其の一部として吾々の畏敬する丹羽

書記官が道路法を論述されたことは、吾々路政に關與する者の頗る満足する所である。夫れは丹羽氏が我が國道路行政の責任者であると言ふことも固より一つの理由であるが、唯役人としてではなく、氏が頭腦の明晰を以て内務省第一人者と言はれ、氏獨特の學究的態度を以て常に路政の實際と理論の研究に没頭された其の結果を本書に依つて窺ふことが出来るからである。今本書を通讀して氣附いた二三に就て卑見を述べてみたい。

本書の冒頭に於て、道路行政は道路其のものを維持管理するだけでなく、道路交通機關を統制し經濟文化の進展に基礎付け、一般大衆の日常生活に低廉な近代的交通用具の利便を供與することを以て其の眼目とせねばならぬ、と著者路政觀——道路行政の使命と其の限界とを述べてゐられる、從來の土木行政は道路たると河川乃至は港灣たるとを問はず、聊もすれば固定的の土木施設を以て満足せられたやうであるが、近代的生活に於ては固定的施設を通して行はる、作用をも土木行政の範圍に容れて行政せなければ

ならぬ、即ち土木行政の對象物として、土木施設の動的方面を開拓してはならぬ、否寧ろ動的作用の爲に固定的土木施設をするのであると言ふべきである。従つて道路行政に就ても其の靜動兩方面の見地に於て行政するを當然とするのであつて、著者が之を強調されたに對して大に贊意を表する次第であるが、世の多くは未だ此點に着眼していないやうである。這般の行政制度審議會に於て、物としての道路と其の動きとを分離して行政組織の系統を按し、乗合自動車に對する行政を道路の行政系統より分離した如きは、跛的路政を行はむとする無識の考察であつて、交通行政を徒らに繁雜にし其の進展を阻害するものである。是等の計畫に參加した連中に本書を見せて事前に反省を求めたかつたのであるが、其の刊行の遅れたのを頗る遺憾とする。著者は道路の路線の認定に關し極めて新味を有する解説を試みられ、道路が法上成立する爲には、實質に關する要件と意思に關する要件とが必要であると説明し、意思要件は一般交通の用に供し得べき土地の設備を其の目的に供

する意思、即ち供用の意思の表示あることを必要とすと述べられてゐる。此ことは吾人と所見を同じくするのであるが、路線の認定と道路成立との關係に就て、路線の認定があつても道路の實質に關する要件が具備せなければ道路は成立しないと説き、路線認定は一種の條件付意思表示であると説明し、供用開始の告示は供用し得らるゝ事實の告示であると結論されてゐる。是等の意見を綜合して考へて觀ると、著者は路線の認定は必然的に供用開始を伴ふものであつて、認定其のものゝ効果は道路の供用開始を條件とする意思表示であるから、認定前に既に定まつた道路が存在すれば供用の開始が無くとも道路は成立するものであるとし、都市計畫法に依つて築造した道路の路線を市道の路線と認定したときは路線認定のときに道路は成立するものであると説明されてゐる。成る程現行法上に於ては路線の認定と道路成立との關係は必ずしも明確であるとは言ひ得ない、之を明確ならしめむと力められた著者に對し多大の敬意を表するのであるが、假令路線の認定が道路の共用

開始を條件としてゐても、路線の認定と供用の開始とは全然別個の行政行為である以上は、路線に従つて一般社會通念に依る道路があるにしても、供用開始の告示がない限りは夫れを以て道路法上の道路と言ふことが出來ないのであるからうか、頗る疑なきを得ないのである、之を道路の供用廢止の例に就て考へてみても、路線認定廢止の處分は道路の供用廢止を條件としてゐる、此場合に於て著者の所謂道路の實質に關する要件たる土地の設備が出水等の爲に流失してゐたときは、供用廢止の告示が無くとも路線の認定廢止に依つて當然道路は消滅したものと解せなければならぬことゝ爲る、然るに法は此場合に於ても尙供用廢止の處分を爲すべきことを規定してゐるから、不幸にして著者の説に賛成することが出來ないのである。

尙次に道路構成物件の時効取得に就て詳述し、道路構成物件に對して所有の意思を以てする占用を要件とする時効取得の制度を認むるのは、道路法第六條が私權の行使を禁止した趣旨に反するものであると言つてゐる、併しながら

道路法が道路敷地其の他の構成物件に對する所有權の移轉を許容したに不拘、時効に依つて其の所有權を取得する事が出來ないと斷定するのは如何であらうか、換言すれば、構成物件の所有者が任意に所有權を移轉し得ることを法が許容するに拘はらず、其の取得の原因が時効に依ることに因つて所有權の移轉を否認するのは吾々の解することの出来ない點である、固より著者は大審院が採つたやうな見解を持されてゐないが、占有を要件とする時効制度の下に於て、占有すること夫れが私權の行使と爲ると解せられたのであらう、併しながら時効制度の要件とする占有事實は、人が事實上物を支配し得る可能狀態に在れば足るのであつて、夫れが必ずしも法上の私權の行使と言ふことが出來ないので無からうか、吾人は疑を存する。

道路使用の法律關係に就ては、隨分詳細に論述されてゐる、道路使用が一般使用と特別使用との二作用に分類される事は多くの學者の主張する所であるが、氏は特別使用を分つて用方上の特別使用と用方外の特別使用の一とし、

此分類に基礎して兩者は形式上に於ては道路占用なる一型態に外ならないが、兩者は、質に於て相違するものであるから之に對する道路行政は自ら異なるべきものである明かにし、路政當局者を指導してゐるのは氏の意見であつて從來の著書には多く見なかつた所である、又一般使用と用法上の特別使用との限界は、各人が道路を使用することが性質上同等程度のものか否かに求むべきであるとし、其の程度方法を超えた使用である場合には用方上の特別使用であると説明されてゐる、従つて此見解に依つて軌道敷設が道路の占用と爲るもの軌條を道路に敷設するが爲ではなくして、軌道經營の爲にする道路の使用が右の限界を超ゆるが故に道路の特別使用と爲るのであると斷定し、乗合自動車の爲にする道路使用も用方上の特別使用に該當するものであるとされてゐる、此説は近時著者が強調された所であつて、道路の占用とは道路を其の目的たる交通以外の爲に使用することを謂ふ、とする主張に對する有力な反対論である、併しながら道路を特定人が有形的固定的に使用す

ることは道路の本來からすれば著者の所謂道路の用方外の使用である、蓋し道路は交通の用に供せらるゝものとしても唯だ夫れは道路交通の範圍に於て用方外か否かを決定すべきものである、假令夫れが交通の爲になさるゝ場合に在りても、道路本來の交通の範圍を出てゝの有形的固定的道路使用に在るときは、矢張り道路の用方外の使用と言はねばならぬ、従つて軌道敷設は軌條を道路に敷設して道路を固定的に使用する、夫れが道路交通以外の爲にする使用であるから、道路の用方外占用と爲ると言ふのが正當であらう、若し著者の言を進めて行けば、合同運送會社等が多數の荷馬車を以て貨物運送の爲に道路を使用する場合等に於て、夫れが程度超過の使用であれば道路の特別使用と爲るのであつて、賛成するに躊躇するのである。

近時問題と爲つてゐる道路工事費受益者負擔金制度に就ては、法律上は勿論財政並に經濟上の利害に迄及んで考察され、此制度を實際に運用するに就ての注意を詳述されることは、路政當局の必讀すべき點である、其の他昔から何が

なしに捉はれて唱道され來つた説を痛快に論駁され、吾々の蒙を啓かれた點が頗る多い。

大正八年道路法が制定されてから之に關する著述は隨分多い、佐上信一氏の道路法の概要を始めとし、武井群嗣氏の道路及道路交通、夫れから私が土木行政中に取扱つた道路扁などある、佐上氏のは立法理由を基礎として法律論的解説を行はれ、武井氏のは道路法の解説を民衆化され、私の著述を除いて何れも路政當局の必讀書であるが、本書は立法理由から法律の解釋に及び廣く歐米の事例を引證して財政的經濟的方面の考察に迄亘つてゐる、是で我國に於ける道路政策乃至は道路法規の解説も完備した感がある、今や產業立國の爲に一層道路問題の八ヶ問數とき、此良著が出了のは我が路政當局の幸福である。妄評多謝。

池本泰兒氏著

日本道路史

る池本君が、日本工人俱樂部から出版した著書であつて、我國の古代から徳川時代に至る道路史實を書いたものである、純理經濟學が勃興して吾々に經濟史の研究を要求してゐるとき、そして私も亦經濟史の基礎的資料と爲る交通史、道路を基礎としての交通史を研究してみたいと思つてゐるとき、池本君の此新著を貰つて、同志が同じ局に居たことを頗る喜んで一瀉千里的に讀んだ。

古代から王侯の旅行した踏順を辿つて古代道路線の所在を究め、道路制度の概要を略述してゐる、著者が冒頭に斷つてゐるやうに其の史實は日本時代史やら驛遞志稿乃至は新著の上代驛制の研究から採つたものが隨分多い、併しながら夫等既刊の書に概説した所を本書に於て詳述した點も亦尠くない、こゝが本書の價値のある所であらう、併しながら是れだけでは史實の綜合的系統的説明を以て使命としてゐる經濟史の資料としては不足である。夫れは著者が断つてゐるやうに後日の研究に俟つこととするのであらうが、經濟史研究の爲には各時代を通した經濟生活の心理的要素

の研究やら社會的自然的條件の研究乃至は經濟單位又は技術の研究を必要とするのであるから、君が道路技術を専門とする關係からして、未だ學者に依つて研究されてゐない道路史中の技術方面を研究されたならば、我國經濟史の研究に多大の貢献をするであらう、私は君に夫れを切に希望するのである。

兎に角池本君が、從來の技術家タイプを破つて、史實の研究やら勞働問題の研究に盡してゐることは私の頗る多くする所である、希くは自重して續編の刊行に盡されたい。

市政調査資料

瓦斯事業報償契約

東京市政調査會から市政調査資料の第十七號として、我國主要都市に於ける電氣事業報償契約と、第十八號として瓦斯事業報償契約とが出版された。

兩書は電氣瓦斯兩事業の都市内に於ける發達から説き起

して、現在に於ける兩事業の企業形態及其の監督方法を述べ、報償契約は民間兩事業に對する市民監督方法の一であることを說き、我國主要都市に於ける兩事業の報償契約の内容を分類して、契約期間、事業者の特權、事業者の負擔、事業の移轉、事業の買收、事業の消滅及契約期間の満了等に就て詳述してゐる、瓦斯又は電氣事業の提供するサービスは市民生活に日常必需であるから、是等事業を民營に委ねたときは市民の利益を代表する公共團體が其の事業の經營に何等かの連繫を持たなければならぬ、こゝに於て報償契約の制度が必要と爲り創設されたのであらう、併しながら其の制度が經濟上必要なものであるにしても法律上正當のものであるかは從來屢論議された問題である。

契約の内容に屬する各種の事項に就ては、茲に之を評論

する紙面を有しないから差控へるが、今其の一つの事業者の特權に屬する道路その他の使用占用権に就て見ても、非法律的內容を藏するものであつて、道路が市の管理に屬するものであると假定しても、其の道路に對し會社に於て營

業上必要な電柱の建設或は地中に電線の敷設を爲すこと、即ち瓦斯や電氣事業の經營に必要な限度に於て道路の占用を包括的に承認すること、夫れは道路法が交通を妨げざる限度に於て道路の占用を許すことを規定してゐると正面衝突をして違法のものである、使用料の免除又は市の課稅權の放棄を約するに至つては違法も極に達してゐる。

編者は瓦斯事業法第十二條又は其の附則に於て、市町村と瓦斯事業者間に於ける事業經營に關する定のことを規定したが爲に、報償契約が合法化されたやうに言つてゐるが、道路法や市制に違反する行爲を瓦斯事業法に於て之を正當化として是認する筋合のもので無い、夫れは唯契約が合法的に締結された場合に於てのみ其の契約に對し法が特別の効果を與へたものと解すべきであらう。

併し違法視せらるゝ報償契約が、社會の實際生活上必要なものとしては是認せられ、其の作用が本書の言つてゐるやうに獨自の活動分野を持つるものである以上は何とかして夫れを合法的ならしむることが、最も必要な事柄であらう

之が爲には公共團體が其の住民の生活上又は團體其のもの生存上必要な事業を定め、國家は其の事業に對し特別の保護を加ふと同時に、其れを民營に委ねた場合に於ては、事業者と公共團體との權義を明定して、公營事業法と言つたやうな法律を制定することが得策であらうが、資本主義

經濟のもとに於て容易に實現出來ないとすれば、目下論議されてゐる電氣事業法の改正に方つて何とか解決したいものである。本書は是等の問題を研究する上に於て政治家乃至は事務家の是非必讀の要ある良著である。

大禮と道路

京都府土木部長 村山喜一郎

緒言

蜻蜓六十餘洲の祥光京洛の四邊に群り四海の瑞風京街の大路に流るる中に 天皇陛下には萬世一系の大統を受けさせられ、天津日嗣の高御座に登らせらるゝの御式典を擧げさせ給ひ、吾が大禮の都に於けるあらゆる御行事は些の御

滯りもなく取り完はらせられ、龍顏いと御麗はしく東に御還幸遶ばされ給ひたるは自分等大禮事務の一端に奉仕したるもの特に誠歡誠喜感泣に堪へないところであるが、今感激新たなるときになつて、自分等が直接その任に身を獻したる光榮ある大禮道路事務の概要を語るの機會を得たことを最も欣幸とする次第である。